

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

令和6年能登半島地震の被害を受けた皆様へ

この度の石川県能登地方を震源とする地震により被害を受けた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともにご遺族に心からお悔やみを申し上げます。

また、ご親戚やお知り合い等に甚大な被害を受けた方もいらっしゃると思っております。

心中お察し申し上げます。

皆様の安全と被災地域の一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。



確定申告が始まります



令和5年分の確定申告がいよいよ始まります。申告期限は、原則どおりの令和6年2月16日(金)から3月15日(金)です。

今年の確定申告の変更点は、10月からのインボイス制度の開始です。

インボイス制度をうけて、消費税の申告納付が必要となった個人事業主の方もいらっしゃると思います。そのため、確定申告作成に必要な書類について早め早めのご準備をよろしくお願いいたします。

送付方法は、郵送、メール、LINE等で構いません。担当者までご相談下さい。

弊社は職員一同協力し、早め早めの申告を目指しております。どうぞご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



消費税を廃止 売上税を導入しましょう(第2回)

消費税について、消費税を廃止して売上税を導入する案です。第2回目を是非読んで下さいね。(別紙同封書類7枚) 売上税では第1番目に飲食料品等は非課税としている点です。このことは大きな差が生じていますね。 → まず読んで下さいまして、各々ご批判ご指導の程よろしくお願いいたします。

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

改正空き家対策法がスタート

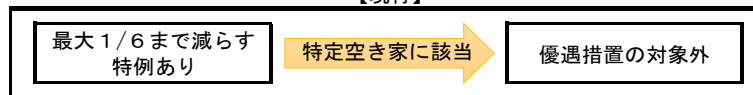
『空き家対策特別措置法』の改正法が施行されました。全国で増え続ける空き家への対策として、管理できていない空き家の所有者は固定資産税の軽減措置から外されることとなります。

住宅用地には税額計算のベースとなる課税標準に特例が設けられていますが、倒壊の危険性や衛生上の有害性があると自治体が判断した「特定空き家」は優遇措置の対象から外されています。今回の改正法ではさらに、窓や壁の一部が壊れているなど「管理不全空き家」についても、改善がみられなければ特例が解除できるようになりました。

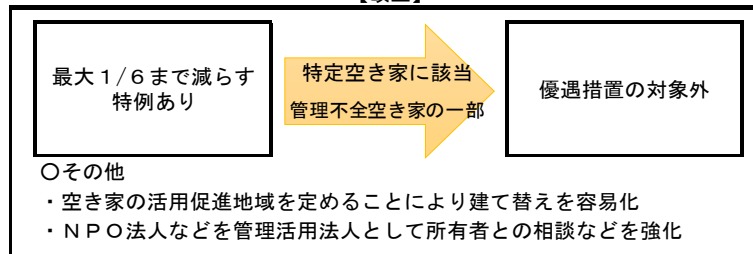
法改正の背景には、放置された空き家が倒壊リスクや衛生悪化など周辺環境に悪影響を及ぼすほか、不動産流通の妨げや地価の下落に繋がるなど社会問題化している実態があります。

今回の改正法により、空き家オーナーは特例が外れてしまうと固定資産税の負担額が増加する恐れがあります。空き家の固定資産税を回避する“裏技”も令和6年4月に始まる『相続登記の義務化』によって封じられる見通しです。

【現行】



【改正】



電子帳簿等保存制度「ECサイトで購入した場合」

国税庁が公表した電子帳簿等保存制度に関する「お問い合わせの多いご質問」によると、EC(電子商取引)サイトで物品を購入したとき、サイト上での購入情報を管理するページ上で領収書等データの確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその領収書等データをダウンロードして保存してなくても差し支えない旨が示されています。ただ、各税法で定められた保存期間が満了する前にその領収書等データの確認が出来なくなる場合は、その確認ができなくなる前に領収書等データをダウンロードして保存する必要がある事に注意が必要です。

消費税を廃止して、売上税を導入しましょう(必ず読んで下さいね。書類を同封しています)

2月の税務

○2月1日(木)から3月15日(金)まで

・令和5年分贈与税の申告

1人の人が1月1日から12月31日までの1年間の間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

したがって、1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

(この場合、贈与税の申告は不要です。)

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

「相続時精算課税選択届出書」を受贈者が提出します。なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告を提出する場合のみ控除することができます。

また、前年以前にこの特別控除の適用を受けた金額がある場合には、2,500万円からその金額を控除した残額がその年の特別控除限度額となります。

? 「相続時精算課税制度」とは?

原則として、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子や孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度の贈与者である父母または祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価格にこの制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税を計算します。

○2月13日(火)

・1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○2月16日(金)から3月15日(金)まで

・令和5年分所得税の確定申告

○2月29日(木)

・12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税等)

・6月決算法人の中間申告(法人税・消費税等)

・消費税の年税額400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)



『確定申告に必要な書類』をお知らせします

確定申告時期に入りました。昨年の12月に当事務所より郵送又はメールにて『確定申告のご案内』を送付しておりますが、改めて『確定申告に必要な書類』をお知らせ致します。

なお、2月29日を過ぎましてのご依頼につきましては、特別料金を頂きますので、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。余裕を持った適正な申告を行うため、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

詳しくは送付致しました『確定申告のご案内』をご覧ください。担当者までお問い合わせください。

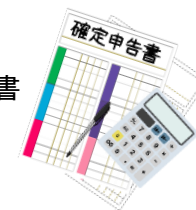
1. 所得金額の計算に必要なもの

- ①売上帳簿、収入明細(請求書、領収証、仕切書等)
 - ②仕入帳、経費帳等、支払明細(請求書、領収証、JA購買等)
 - ③現金出納帳、預金通帳のコピー、手形帳等
 - ④棚卸表(在庫表)
 - ⑤給与台帳(給与支払明細)
 - ⑥牛の売却証明書
 - ⑦固定資産税・不動産取得税の明細書、納付領収証
 - ⑧源泉徴収票
- ※他に給与・年金(農業者年金も含まれます)・報酬を受け取られている方等



2. 所得控除に必要なもの

- ①扶養親族の氏名・生年月日・所得の有無・同居の有無
- ②配偶者の氏名・生年月日・所得の有無
- ③生命保険・地震保険料の控除証明書
- ④小規模企業共済掛金の証明書(領収証)
- ⑤健康保険料の支払金額、国民年金等の控除証明書



3. 申告に必要なもの

- ①所得税確定申告書・決算書・消費税申告書等
- ※昨年電子申告されていない方のみ届きます
- ②納付書(振替納税をされていない方のみ届きます)
 - ③前年度の確定申告書・決算書の控え

4. 住宅ローン控除を利用される方

- ①土地・家屋の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本
- ②土地建物の売買契約書・工事請負契約書、増改築の場合は増改築工事証明書のコピー
- ③住民票の原本(令和5年1月1日以降のもの)
- ④金融機関から交付を受けた「住宅取得に係る借入金の年末残高証明書」の原本
- ⑤源泉徴収票の原本

5. 医療費控除・寄付金控除及び雑損控除を利用される方

- ①医療費控除の明細書・健康保険組合等が発行する「医療費の

お知らせ

- ②セルフメディケーション税制の適用を受けられる方は領収証又は明細書
 - ③保険会社・市町村役場等からの医療費補填金、保険金等の明細
 - ④寄付金の証明書(寄付した団体等から交付されたもの)
 - ⑤源泉徴収票
 - ⑥り災証明書及び災害復旧費用の領収証等
6. 令和5年中に土地、建物等を譲渡、贈与等された方
- ①土地・建物等の譲渡契約書(コピー)・収用等証明書
 - ②譲渡代金の入金明細(通帳、証書等)
- ・取得費等の明細、譲渡費用の明細・源泉徴収票
 - ・相続税の申告書控え(延納・物納申請書も)



確定申告納期限について



確定申告の時期となりました。期間内(令和6年の場合は3月15日まで)に確定申告できなければ「期限後申告」となります。

申告が遅れた日数分、延滞税(年利最高14.6%)をあわせて支払う必要があり、場合によ

つては無申告加算税(最高20%)を納める必要が生じます。

延滞や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。また、青色申告の方は確定申告の期限に遅れると、青色申告55万円控除(電子申告の場合65万円)が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日(振替納税の場合)
所得税及び復興特別所得税	令和6年2月16日(金)～ 令和6年3月15日(金)	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和6年1月4日(木)～ 令和6年4月1日(月)	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)
贈与税	令和6年2月1日(木)～ 令和6年3月15日(金)	令和6年3月15日(金)	

《参照HP》

令和5年分確定申告特集

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/>

主な国税の納期限(法定納期限)及び振替日

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200042/noufu_kigen.htm

企業シリーズ: 314

高木農園『バトン株式会社』



現在の農業界は高齢化が進み就農者が減っている現状があります。それは、スイカの一大産地である植木町でも確実に起こっています。技術はあるのに、それを継承していく人がいない現状...そこで『次の世代に農業技術のバトンを渡す』という思いでバトン株式会社を設立しました。

【活動内容】

高木農園では現在スイカとナスを栽培しています。



12月～6月大玉、小玉スイカ
6月～11月ナス

スイカは直販も行っています

【オンライン】

- ・食ベチョコ
- ・ポケマル
- ・自社HP

【店舗】

スイカの里
you+you くまもと農産物市場

【販売時期】

大玉スイカ 3月上旬～5月中旬

小玉スイカ 5月中旬～6月中旬

【会社情報】

会社名: バトン株式会社
所在地: 熊本市北区植木町山本415
連絡先: 080-6386-9178
URL: <http://www.takaki-nouen.com>



電子ニュース希望の方は mirai2030-
chomatsuken@memoad.jp まで

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>